

## 【前回の振り返り】

### 諮問の趣旨について（事務局からの説明）

- ・ 今回の答申では特に、従来から使われている社会教育関係団体あるいは社会教育活動と、より幅広い意味で使われている市民活動団体あるいは市民活動ということについて、共通性や固有性について皆さんにお示ししたいと思っている。具体的には社会教育というものが何を大事にしているのかという部分からでも議論していただければと思っている。
- ・ 時代の流れとしては、今までは社会教育活動というところで収まっていたいろいろな学習とか活動が、市民活動というような広がりを見せているので、古賀市としてはこれをどう考えていくのか。
- ・ 皆さんが考える「社会教育活動に大切な部分」、市民活動では括れない部分、そういったところをぜひ出していただきたいと思っている。

### 委員の意見

- ・ 社会教育関係団体のあり方、と問われても、あり方は将来においても変わらないんじゃないかと思う。
- ・ 社会教育関係団体という登録制度について、登録されている団体だけが社会教育関係団体として認められていますよ、と言われているような気がしてしまう。
- ・ 市民が利用できる公共施設は社会教育施設以外にもあって、その利用規定というのは別にあると思う。そういったルールが統一できないものなのか。非常に狭い範囲で考えすぎている気がする。
- ・ 健康であるとか元気に地域で生活するとか、そういったことが社会教育の目的に入っているいいのではないか。そういった部分が欠けていないか。